

五年正月十二日

海軍武官彼我ノ稱呼ヲ定ム

海軍省達

彼我稱呼別紙之通相定候條此旨相達候事

別紙

一等	アドミラル	せ、フリート	元帥
二等	アドミラル		大將
三等	ワイス、アドミラル		中將
四等	リール、アドミラル		少將
五等	シニナル、ケアテイン		大佐
六等	ジユニナル、ケアテイン		中佐
七等	ヨンマンドル		少佐
八等	シニナル、リユーテナント		大尉

九等	ジユーニョル、リエーテナント	中尉
十等	ソブリユーテナンント	火尉
十一等	ウォルント、アフナサル	曹長
十二等	ミットシワノン	少尉試補
十三等	ナーフ、ペッサー、アラサル	權曹長
十四等	ペツキー、ヲフサル、ボアルスト、クニス	軍曹
十五等	ペツキー、ヲフサル、ソルド、クラス	軍曹
分二等	リードル、シーメン	等伍長
分三等	テルジナー、シーメン	等水夫
分四等	ナルゲナリー、シーメン、ヨンド、クラス	等水夫

五年四月十七日

海軍官名諸艦船トモ英國海軍官名録ノ通り唱ヘシム  
海軍省布達

海軍官名ノ儀諸艦船區々ニ唱未不都合ニ付先般英國海軍官名録上梓致シ其通相唱候様違置候處尚徃々認達ノ儀有之甚不都合ニ付向後屹度入念右官名録之通相唱可申此段更ニ相違候事

海軍省公文類纂卷九十九作九  
正月六日付書文